

令和6年度

道路除雪実施計画書

令和6年11月

津 幡 町

目 次

1. 目 的	1
2. 除雪路線	1
3. 除雪実施の構成	2
4. 除雪実施要領	2
5. 除雪実施体制の確立	4
6. 除雪についての注意事項	5
7. 地域住民への情報提供	6
8. 地域ぐるみでの除雪活動の推進	6
9. 町道除雪延長調書	7
10. 主要連絡先	8
11. 指定積雪量観測箇所表	9
12. 排雪場指定箇所表	9
13. 町有・民間除雪機械保有台数表	10
14. 歩道除雪	12

1. 目 的

町管理の主要幹線道路の除雪を実施し、冬期の道路交通の確保を図り民生の安定向上と産業経済の振興を図るものとする。

2. 除 雪 路 線

町道の内、次のとおり第一次、第二次、第三次路線に区分し、国道及び県道管理者と充分連絡の上、民生の安定、物資の輸送を主眼として第一次路線を重点的に除雪を実施する。

第一次路線

- (1) 国道、県道から各集落や駅に通じる幹線町道
- (2) バス路線
- (3) 学校、こども園等に接続する主要町道
- (4) 住宅団地内の幹線町道

第二次路線

- (1) 第一次路線以外の町道（地域における主要な町道）

第三次路線

- (1) 第一次、第二次路線以外で区からの要請により町長が必要と認めた生活道路

雪みちネットワーク路線（巻末添付）

- (1) 大雪時においても、早期かつ連続的な除雪作業を実施し、状況に応じて道路管理者間の相互支援を行うことで、円滑な交通を確保する路線

3. 除雪実施の構成

- (1) 平常体制の場合、管内の除雪路線については除雪対策本部（都市建設課）が除雪を実施する。
- (2) 警戒体制及び緊急体制の場合、町に雪害対策本部を設け、除雪対策本部はその指揮下に入り、津幡町地域防災計画に基づき、雪害対策本部長の指揮のもとに除雪を実施する。

4. 除雪実施要領

(1) 平常体制の場合

パトロール等により、10cm以上の降雪量が観測されたとき、除雪するものとする。

(2) 平常体制より警戒及び緊急体制へ

① 指定積雪量観測箇所及び警戒積雪深

ア 管内指定積雪量観測箇所は、加賀爪（津幡町役場）、上河合（河合谷町民センター）、倶利伽羅、南横根、興津、木窪、山北（笠野小学校）とする。

イ 警戒体制に入る基準の積雪深は、加賀爪（津幡町役場）で60cmとする。

② 警戒体制への移行の時点

管内指定積雪量観測箇所がほぼ警戒積雪深に達する恐れがあるときは、積雪状況を勘案し、警戒体制への移行を決定し当該体制に入るものとする。

③ 緊急体制への移行の時点

管内指定積雪量観測箇所の積雪が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し緊急事態に陥る恐れがあると判断した場合、緊急体制への移行を決定し、当該体制に入るものとする。

④ 警戒体制及び緊急体制における措置

ア 警戒体制における措置

警戒体制においては、その後に予想される緊急体制への準備として次の措置を講ずる。

- ・ 石川県職員の受け入れ手配
- ・ 情報連絡の強化
- ・ 除雪機械及びオペレーターの借上げ応援に関する事前手配
- ・ 除雪体制の強化

イ 緊急体制における措置

緊急体制においては、本要領に基づき緊急に交通確保を図るため、次の事項について措置を講じる。

- ・ 石川県職員の受け入れ
- ・ 情報連絡の強化
- ・ 除雪機械及びオペレーター、その他必要機械の確保

ウ 緊急時の場合

除雪路線が異常降雪によって、交通が途絶した場合、迅速に第一次路線内から交通確保を行う路線を定め、除雪を実施する。

(3) 市街地除雪「人家連担地区の除雪」

市街地除雪の実施は、消防活動その他民生安定の上からも極めて重要であるので、充分対策を検討し、実施にあたっては迅速確実に遂行できるよう、次の体制を整えておく。

① 実施要領

ア 降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、事前に関係集落と協議を行ない、又沿線住民に対し雪下ろしを一斉にするよう要請し、完了後

除雪作業を行なう。

イ 道路除雪完了後に、屋根雪降ろしや宅内の雪を排出したため道路交通に支障を来たしたときは、区長を通じて関係者に後始末をするよう要請する。

ウ 除雪した雪の受入地について、事前に関係区長を通じた協議により、各集落でその場所を選定し、道路除雪を円滑に進める。

5. 除雪実施体制の確立

本道路除雪実施計画を遂行するため、除雪実施体制の確立を図る。

(1) 除雪機械の整備

町有除雪機械および貸与機械は十分な整備点検を冬期前に行うとともに、民間所有の借上機械については、借上契約を締結し、除雪体制を整える。

(2) 除雪路線の事前把握

除雪路線の路面状況および道路付属構造物など事前に踏査確認する。

(3) 積雪量観測

積雪量観測は、将来の除雪計画に重大な資料となるとともに、除雪実施の成果を左右する作業であるため、正確に記録する。

(4) 警察署の協力体制の確立

警察署とは「除雪対策」全般にわたり充分協議する。除雪の実施に当たっては、綿密な連絡をとり路上放置物件の取り締まり、除雪機械の運行に対する交通情報収集等の協力を求める。

(5) 国、県との協力体制の確立

国道、県道に通じる消防・救急のほか、ライフライン確保に必要な道路（第一次路線）について、国、県の除雪対策に合わせた除雪により、町道の交通を確保

する。

(6) 道路管理者等との情報連携体制の強化

大雪警報等が発表された時は、県央土木総合事務所が設置する情報共有サイトや国土交通省等の関係機関により設置される情報連絡本部と連携し、交通事故や渋滞、通行止め、気象情報などの情報を関係機関相互に共有する。

(7) 除雪車運行管理システムの導入

除雪機械（13台）にGPS端末を活用した運行管理システムを導入しデジタル化を図り、安全かつ効率的な除雪業務の実施を推進する。

6. 除雪についての注意事項

- (1) 降雪期において、道路上に除雪の障害となる自動車、自転車等を放置しないこと。この物件は事前に各集落において責任を持って除去すること。
- (2) 除雪作業の支障となる障害物の箇所は、関係集落において赤布等の目印を標示してオペレーターが分かるようにすること。
- (3) 除雪幅員は、その道路の現況に応じ必要な幅員とする。従って路肩の除雪は待避所以外実施しないものとする。
- (4) 消火栓及び消防水利の場所の除雪は、関係集落において実施すること。
- (5) 除雪後、水はけの悪い場所については、関係集落において水きりをし、路面の排水に充分注意すること。
- (6) 歩道の除雪は原則として、関係集落において実施する。
- (7) 冬期前に道路に倒伏しそうな竹木は、事前に関係集落で除去しておくとともに、降雪により倒伏した場合は、すみやかに除去すること。
- (8) 道路除雪においては、関係集落の協力が不可欠であり、除雪についての要望や

苦情は、必ず当該区長を通じ除雪対策本部へ連絡すること。

7. 地域住民への情報提供

- (1) 気象警報が発表された時は、防災行政無線、津幡町メール配信サービス、津幡町公式LINE等を用い住民へ周知する。
- (2) 積雪量観測の結果を必要に応じ、津幡町ホームページで周知する。
- (3) 冬季間の道路画像や積雪情報等を閲覧できる、石川県ホームページ「石川の雪みちなび」を町広報誌に掲載し、周知する。

8. 地域ぐるみでの除雪活動の推進

- (1) 地域の住民による共同除排雪活動が円滑、かつ効果的に実施されるよう地域ぐるみの除排雪活動を推進する。

9. 町道除雪延長調書

◎地区別除雪延長

地区名	延長	摘 要
津 幡 地 区	42.3 km (3.6)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
中 条 地 区 (太田舟橋線含む)	56.5 km (6.1)	グレーダ, ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
笠 谷 地 区	29.4 km (3.8)	ショベルドーザ及びロータリ除雪車による除雪, 散布車
井 上 地 区	21.1 km (1.5)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
英 田 地 区	32.8 km (3.7)	ショベルドーザ及びロータリ除雪車による除雪, 散布車
河 合 谷 地 区	5.0 km (0.6)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪
俱 利 伽 羅 地 区	44.3 km (4.2)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
河 北 潟 地 区 (太田領家線含む)	12.3 km	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
消雪装置設置路線	22.2 km	
計	265.9 km (23.5)	

備 考 地区別除雪路線及び区間については、別途図面作成の上、各区長及び関係機関に配布し、除雪体制の徹底を図るものとする。 () は区道の延長

10. 主要連絡先

連絡先	電話番号	備考
国土交通省金沢河川国道事務所	264-8800	
国土交通省金沢国道維持出張所	238-5071	
北陸信越運輸局石川運輸支局	291-0531	
金 沢 地 方 気 象 台	260-1463	
石 川 県 危 機 対 策 課	225-1482	
石 川 県 道 路 整 備 課	225-1727	
県央土木総合事務所津幡土木事務所	289-4161	
陸上自衛隊金沢駐屯地	241-2171	
津 幡 警 察 署	289-0110	
津 幡 町 消 防 本 部	288-3000	
J R 金 沢 支 社 施 設 課	253-5230	
J R 七尾鉄道部 工務課	(0767)52-0381	
I R いしかわ鉄道 施設センター	256-5096 252-5718 (緊急時：設備指令)	
I R 津 幡 駅	289-2020	
北 陸 鉄 道	(本社) 237-8111 (柳橋) 258-2233	
津幡町生活環境課(町営バス)	288-6701	
北陸電力送配電 石川支社 金沢配電部保守課	233-8873	
N T T フィールドテクノ 北陸支店 石川営業所	253-8235	
河北郡市土建協同組合	288-3955	
北 國 新 聞 社 津 幡 総 局	289-2263	
北陸中日新聞社津幡通信部	289-2331	
津幡町総務課(町防災担当)	288-2120	
津幡町都市建設課(町除雪担当)	288-6703	

11. 指定積雪量観測箇所表

観測位置	観測機関	摘要
加賀爪		
山北		
興津		
上河合		
木窪		
南横根		
倶利伽羅		

観測時間は8時30分、16時を原則とする。
 なお、降雪の状況によっては、随時観測するものとする。

12. 排雪場指定箇所表

設置位置	備考
川尻水門	津幡川 右岸下流 (県町共同)
臨時排雪場	清水丘陵線沿線

13. 町有・民間除雪機械保有台数表

所有者名	機械別	モータグレーダ	トラクターショベル (貸与)	トラクターショベル 除雪ドーザ	ロータリ除雪車	散布車	計	摘要
町有(貸与含む)		－	22台	4台	1台	1台	28台	
民間		1台	－	57台	1台	－	59台	
計		1台	22台	61台	2台	1台	87台	

所有者名	所在地	除雪機械						電話番号	摘要
		ロータリー	台数	モータグレーダ	台数	トラクターショベル 除雪ドーザ	台数		
(株)石川建設	津幡町字杉瀬					910, 926M	2	288-3030	排雪ダンプについては必要に応じて民間所有者より借上するものとする。
(株)梅建	〃 清水					WA50	1	207-3500	
(株)大河組	〃 清水					WA100 (貸与)	1	288-3444	
(株)O.G.K	〃 川尻					WA100	1	225-8817	
加州建設(株)	金沢市小金町					WA100	1	0767-28-3166	
(株)金沢舗道	〃 長田					WA100	1	223-4858	
(株)河北土木サービス	津幡町字牛首					WA100	1	287-1205	
北川ヒューテック(株)	金沢市神田					ZW100	1	243-2210	
(宗)俱利伽羅不動寺	津幡町字俱利伽羅	NR453	1			WA300	1	288-1451	
(株)コントラック	〃 南中条					WA100	1	289-0470	
坂本建設	〃 七野					WA100 (貸与)	1	288-0324	
(株)さなだ瓦店	津幡町字庄					910 910 (貸与), ZW80 (貸与)	3	288-5595	
沢田工業(株)	金沢市馬替					910	1	298-0881	
三友工業(株)	〃 田上本町					50ZV	1	221-4131	
盛進工業(株)	羽咋市次場町					910 ZW100 (貸与)	2	0767-22-6080	
(有)セイワ建設	津幡町字浅田					LK40XZ WA100 (貸与)	2	288-6396	
大幸建設(株)	〃 仮生					50ZV2, WA270	2	288-0420	

(株) 田 賀 建 設	津幡町字川尻				WS210	1	288-3802
(株) 滝 川 組	// 舟橋				FL303, ZW100 (貸与) WA100 (貸与)	3	289-4751
(有) 武田設備工業	// 潟端				WA100, ZW100 (貸与) WA100 (貸与)	3	288-4265
辰 村 道 路 (株)	金沢市疋田		G40A3	1	WA200, WA100	2	288-1101
(株) 津 幡 工 業	津幡町字清水				WA200 (貸与) ZW100 (貸与) WA100 (貸与)	3	288-3255
(株) ト ス テ ッ ク	// 杉瀬				WA270 ZW100 (貸与)	2	288-8585
中 田 設 備 工 業	// 南中条				WA380, WA270 WA200 (2), WA150 WA100 (3), WA80	9	288-8807
(株) 中 農 組	// 竹橋				WA100 (貸与)	1	288-0314
(有) 中 農 土 木	// 竹橋				WA100 (貸与)	1	288-1544
中 本 建 設 (株)	// 中山				ZW120, ZW100 ZW80 (貸与)	3	288-5528
(株) 西 島 組	// 北中条				938 (5), 910 WA100 (貸与)	7	288-2535
(株) 長谷川建設	// 鳥越				LK70, WA100 910	3	288-1556
光 道 路 (株)	金沢市東蚊爪				WA100	1	239-1300
(有) フ ジ 宣 伝	津幡町字津幡				WA100 ZW100 (貸与)	2	289-2829
(株) 府中基礎サービス	// 杉瀬				WA100 (貸与)	1	213-6032
ホクシンエ業(株)	金沢市神田				LX70	1	242-3773
(株) マ エ ダ	// 湖陽				WA100 (5)	5	257-0777
マスクンワークス(株)	津幡町字庄				ZW40, ZW100 (貸与)	2	288-3822
丸 建 道 路 (株)	金沢市小坂町				WA100	1	238-4886
(有) 水 野 建 設	津幡町字五反田				50ZII	1	289-3630
森 田 建 設 (株)	// 浅田				E830 ZW100 (貸与)	2	288-5133
(株) 山 田 組	// 横浜				914, WA200 (貸与) WA100 (貸与) ZW100 (貸与)	4	288-3811
山 藤 管 工 (株)	// 北中条				914	1	288-3825
計			1	1		82	

14. 歩 道 除 雪

歩道除雪は、歩道利用者の利便を確保するため、地域住民の協力により実施する。

歩道除雪計画

- (1) 歩道除雪は、区長の指揮により行う。
- (2) 小型除雪機は、関係各区に貸与する。
- (3) 除雪に当たっては、通学路または歩行者の多い路線より行う。
- (4) 除雪に要する労力は、区の負担とする。
- (5) 機械に使用した燃料や機械損料、修理及び保険等は町の負担とする。




◎歩道除雪の路線数及び延長





国 道	1 路線	5.6 km
県 道	8 路線	13.3 km
町 道	25 路線	20.6 km
合 計	34 路線	39.5 km

◎歩道除雪機械保有台数

国土交通省（無償）	2 台
石川県（無償）	3 台
津幡町	20 台
合 計	25 台

津幡土木事務所管内 (かほく市、津幡町、内灘町) 雪みちネットワーク路線図

凡 例 (除 雪 区 分)	
除雪区分	ネットワーク路線
国道(直轄区間)	
除雪重点路線 (5cm)	
市町道・臨港道路 (各機関の除雪基準)	

凡 例 (施 設)	
救急告示病院	
消防署	
主要駅	
インターチェンジ	
その他主要施設	